

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷九十第

行發日一月一十年三十正大

## 論叢

娛樂税の構成……………法學博士 神戸 正雄

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

獨占の本質……………文學博士 高田 保馬

天保時代の西陣……………經濟學博士 本庄榮治郎

## 時論

小麥及小麥粉關稅引上是非……………法學博士 河田 嗣郎

營業稅廢止論を評す……………法學博士 小川郷太郎

## 說苑

リカアドの價值論に就て……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

政府の輸出貿易振興策に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

獨逸最近の乳兒死亡率……………經濟學士 岡崎 文規

## 小麥及小麥粉關稅引上是非

河 田 嗣 郎

### 一 問題の二重意義

此頃小麥と小麥粉とに對する關稅を引上ぐべしとする意見と引上ぐべからずとする意見とが、火花を散らして争つて居る。そして其争は一方は農業保護の主張より出で、他方はやゝ工業保護の色彩を帯びた主張より出で來た意見の相違に依る争である。即ち問題は曩の第四十九臨時議會に農村振興の一策として「小麥及小麥粉輸入稅引上に關する建議案」が提出可決せられたるより此方急に生きた問題としてやかましくなり、後又帝國經濟會議農業部會の決議中にも小麥の輸入關稅引上を爲すべしとする個條の含まれたるが爲めに、更に問題に油が注がれたのである。

併し此の問題は實は二つの問題から成立つて居るのであつて、小麥の輸入に對する關稅を引上

ぐべしとする意見に關する問題と、小麥粉の關稅引上を爲すべしとする意見に關する問題とは、互に關聯した問題であり乍ら、その意義に於ては各々獨立したものである。小麥の輸入關稅を引上ぐべしとするは、主として内地農業保護の爲めに之を行はんとするものであり、然かもその意義は又後に述ぶる如く二様に分れるが、兎に角農業保護政策として考へらるゝものである。然るに小麥粉關稅の引上に至つては、小麥關稅との釣合上より來るものであつて、若しそれに保護政策としての意義あらば、それは主として内地製粉業の保護といふことである。従て後者はそれだけでは直接には農業保護の意義を有たぬ。

されば小麥關稅引上といふこと、小麥粉關稅引上といふことは、兩者が別々になつて各々單獨に表はれて來たならば、之に關する議論は別々に獨立した議論として成立つ外はない。政策論としては兩者に直接關聯した共通點はない。然るに今現實の問題としては兩者が合して一つの問題となつて表はれて來て居るものだから、議論もごつちやになつて表はれて居るのである。

けれども吾々は今此の問題について研究を試むるに就いては、兩者の見解なき混同は之を避けねばならぬから、常に分拆的にその問題としての異同を識別しつゝ、論究を進めて行くことに注意を拂はなければならぬ。そして私は勿論農業保護政策としての當否に重きを置いて問題を致へて見たいと思つて居るから、小麥關稅の方面を主とし小麥粉關稅の方はたゞ従として併せ取扱ふこ

とにしたいと思ふ。

## 二 小麥及小麥粉の需給狀態

小麥の輸入關稅を引上げるの可否について致へるには、その關稅引上が内地の小麥生産に對して保護を與ふるに足るや否や、その保護は産業政策として有效のもので且つ正當のものなるや否や、又その内地消費者や製粉業者の如きやに對して如何なる影響を及ぼすや等の諸點に就いて講究して見なければならぬが、それを爲すには、先づ以て内地に於ける小麥の需給狀態を實地に就いて觀察し、又その價格と之に伴ふ諸事情に就いて研究して見る必要がある。

そこで先づ國內に於ける小麥の需給狀態からは入つて行く。

我國に於ける小麥及小麥粉の需要は、近年著しく増加して來た。そしてそれは主として麵包、素麵其他の所謂麵類、菓子等の原料として用ゐらるゝもので、此等の消費が年と共に増加するに連れ、小麥粉の需要が殖え、從て又その原料たる小麥の需要が増加した次第である。試に之を實數について見るに、農商務省農務局の調査に依れば、小麥及小麥粉の消費額は左表の通りである。(單位石)

年	實	數
大正元年	六、一九、四二八	大正七年
同二年	六、六八七、七三三	同八年
同三年	四、六五三、二六九	同九年
同四年	五、一一六、四五九	同十年
同五年	五、一二九、〇〇九	同十一年
同六年	五、八二八、〇六〇	

年	平均
大正九—一一年	八、五七四、一八二
同七—一一年	八、四四九、九〇二
大正二—六年	五、四八二、九〇五
明治四一—大正元年	五、二六九、九五二*

右表に照して其の増加の勢の如何に顯著なるかを見る事が出来る。そして其勢は特に大正七年頃から著明になつて居るが、十年に於て急に増加して居るのは、後に示す所に依て明かなる如く、當時歐洲大戰が終局を結むで、小麥は世界的に供給上多大の餘裕が生じ従て我國に對する輸入が激増した爲めであるから、之は異例と見る外はない。然しそれを抜きにしても、最近大抵年額七、八百万石の消費は平常状態として行はるゝ有様である。

次に小麥粉のみに就いて其の需要状態を見れば、内地に於けるその推定消費量左の如し。<sup>2)</sup>

大正元年	一六、九七八、九五六 <sup>按</sup>
大正七年	一九、八九〇、二六七 <sup>按</sup>

\* 註=本表は小麥粒及小麥粉(粒に換算)の合計を示すものである。

2) 東洋經濟商品年鑑356頁(大正十二年版)。

同 二 年	二〇、九二六、三一五	同 八 年	二九、一三一、四三六
同 三 年	一五、八二五、七六七	同 九 年	二二、八一三、七三七
同 四 年	一四、七八八、八二三	同 十 年	二七、二五四、四一八
同 五 年	一六、九六四、〇〇〇	同 十一年	三四、五六六、五〇五
同 六 年	一六、九八〇、六二二		

やはり大正七年以後急に増加して居るが、平均一ヶ年の増加歩合を見るも、一割三分強に及ぶ有様である。そして此の多量の消費は如何なる方面に如何なる歩合に於て用ゐられて居るかといふに、「小麥及小麥粉關稅引上反對意見書」なるもの、示す所によれば、うどん及素麵類七割五分麵包菓子類一割二分揚物用四分雜用九分といふ割合だといふことである。

然らば斯くの如き需要に對して、供給は如何にして行はるゝかといふに、主たる部分は勿論國內に於ける生産を以てせられるが、外國よりの輸入に待つ部分の随分多大なることは注意を要する所である。之を實數に照し窺へば、その内譯左表の如き有様である。(單位石)\*

内地生産額	輸 入 額	移 入 額	輸入超過額 (△輸出超過)
大正元年 五、一七九、五〇〇	一、〇九〇、四〇六	一一、五八七	一、〇九〇、三〇二
同 二 年 五、二二六、九四七	一、五四三、六九六	五七、八五五	一、五四〇、四〇四
同 三 年 四、四八八、二三九	三四八、三八三	四九、一三三	二二〇、五〇七
同 四 年 五、二三一、〇九六	一三三、六五六	一四、三〇〇	二二〇、四三三

3) 麥其ノ他穀物要覽18-19頁。  
 \* 註1=移入額は朝鮮及臺灣よりの移入。  
 2=數字は總て小麥粒及小麥粉(粒に換算)の合計。  
 3=貿易額は麥の需給關係により當年七月より翌年六月に至る年度による。

年	内地生産額	輸 入 額		移 入 額	輸入超過額 (△輸出超過)
		輸 入 額	移 入 額		
同 五 年	五、八八七、三四四	一四六、四〇三	七一、八六一	△ 六一二、六六三	
同 六 年	六、七八七、四七六	八四、八七二	二四二、三七一	△ 一、〇〇七、一八五	
同 七 年	六、四三一、四七一	一、一八四、二八九	四九、三四九	一、一八三、九八五	
同 八 年	六、三六〇、八四七	二、七〇八、一六〇	四六、九六七	二、七〇六、八八〇	
同 九 年	五、八九〇、八五九	一、〇一三、八六二	一七二、二九一	九八六、一二八	
同 十 年	五、五八二、二〇〇	五、〇二〇、六二八	一六一、二五〇	五、〇〇九、五二四	
同 十 一 年	五、七二六、六二二	二、八三八、二四七	四八、一〇五	二、七二八、八五五	

右表に因て之を見れば、内地の生産量は、大正元年以來餘り著しき變化なく、平常的狀態としては五百萬石臺を保つて居る。異常の狀態としては、大正六、七、八年の三ヶ年に涉つて著しき増加を示し、一躍六百萬石に上ばつたのである。惟ふに之は其の當時に於ける内地經濟界の一般の好景氣の爲めに麵製品や菓子類などに對する需要増加したるに、小麥及小麥粉の輸入は大戦の爲め却つて減少せること本表の示す所の如くだつた爲めに、其の價格騰貴したる勢に促されて、内地生産が刺戟され、急にその生産量を増すに至りたるものと見なければならぬ。従て大正八年以後海外よりの輸入が増加し、\*小麥及小麥粉價も大正九年以後漸次下向する勢を見るに至つてからは、内地の生産も九年以降減少することゝなつたのである。(此の狀況は後に小麥及小麥粉の

\* 註=大正九年に於ける輸入額の少いのは前年の輸入が多過ぎて其持越の多量だつた爲であらう。

價格が内地生産に對して如何なる影響を及ぼすかを見、引いて此等に對する保護關稅の生産政策上に於ける効果を致ふる場合に參考となる狀況であるから、豫め注意して之を見て置く必要がある。

輸入の側に在つては、歐洲大戰の酣だつた當時は著しく其の數量を減じ、大正四、五、六年に涉り其狀著明で大正五年及六年の如きは輸出が盛に行はれた爲めに却つて輸出超過を示した程であつた。然るに戰も漸く山が見へて來た頃から其増加の勢を呈し、内地需要の増加と市價の騰貴とは益々其勢を進め、平和克復の後には其勢最も甚しく大正十年の數字の示すが如き突飛なる増加を爲したのである。そして朝鮮及臺灣よりせらるゝ移入の數量に至つては、内地産額と輸入額とを合せたるものが、内地の需要に對する供給として十分之を充し得ざる補充としてその移入を見る次第なれば、外國よりの輸入額の著しき減少を見たる大正六年に例外的に大いなる額を示し、其後は内地産額の増加に壓迫されて減少し、大正九年以後は又内地産額の減少に伴ひ増加して移入が多量となつて居る。然し之はたゞ補充的な働を爲すに過ぎないで、供給状態に甚しき影響を及ぼすには足りぬ。

兎に角小麥及小麥粉の内地需要が時に多少の變動こそあれ、比年着々増加して居るに對して、その供給の側を見れば、内地生産の狀況と外國よりの輸入の狀況とが、相縫れて、一張一弛の形



を示して居ることは、本論の研究せんとする所の主題に對して意義深長なるものあるを見遁してはならぬのである。

### 三 小麥關稅と小麥市價

現在に於ける我國の小麥及小麥粉需給狀態は、上に示す通りであるから、今の所國內の生産は到底全需要を充すに足らず、外國よりの輸入と朝鮮臺灣よりの移入とを以てその少からざる部分を補つて居る有様である。然るに其の輸入は主として小麥粒に於て行はれ、小麥粉はその輸入量少く年に依つては輸移出量は却つて輸入量を超ゆる有様である。試に之を示せば(單位小麥は石、小麥粉は袋)

年	小麥粉輸移		小麥粉輸移	
	超過量	不足量	超過量	不足量
大正元年	四六一、二四三	一〇五、九五四	六一三、二一一	△二、七六六、九四一
同 二年	一、二七九、九九六	一六六、六八一	一、九一四、一四五	一、三七二、六一九
同 三年	九一三、七三四	△一九、七四六	同 九年	一、三〇四、〇〇九
同 四年	一八八、〇二一	△一、〇七四、六七六	同 十年	二、四四三、〇四〇
同 五年	一九三、二八八	△一、四九〇、六四九	同 十一年	三、九一八、九八三
				六一五、〇七六

4) 東洋經濟商品年鑑(大正十二年)356頁。

といふ有様なりとする。そこで問題となることは、此の巨額なる小麥の輸入に對して内地生産量を増加せしめ、段々内地産小麥を以て輸入品を驅逐するを得るや否や、若し驅逐するといふ程に行き得ないならば、せめて年々増加する需要に對して之を充すだけでも内地産小麥の増殖に依て行はれ得るやといふことである。即ち其爲には外國よりせらるゝ輸入に對して保護關稅を賦課するを可とするや否やといふことである。そして此點が實に論者の見解の岐るゝ所であつて、或側の人々は、たとへ小麥輸入關稅を引上げて内地生産を保護することも、現時の狀況を以てすれば、内地の生産は全然行詰つて居るのだから、之を増加せしむべき見込はなく、然かも反對に其の關稅引上は小麥市價を騰貴せしめ、從て小麥及其の製品に對する需要を減退せしむる結果、折角發達し來れる内地製粉業を壓迫して其の發達を阻礙する弊害を惹起さるゝを得ず、尙又國內に於ける市價の騰貴を齎して消費者一般の不利益とならざるを得ないと主張する。然るに之と異なる意見を有するものは、内地に於ける小麥の生産は直接に小麥の市價に影響せらるゝものであるから、今關稅引上の結果市價が騰貴すれば、小麥の作付反別も増加しその生産量從て増加することゝなつて、農業振興の一助となるは勿論、國內に於ける食糧供給を豊かにする點に於ても國策上有利なりと主張するのである。

今この兩主張の當否を判斷するに當つては先づ、小麥關稅の引上は當然に國內に於ける市價を騰貴せしむるに足るや否やに就いて考へてかゝらねばならぬ。一般理論として關稅と國內市價との關係を論ずる場合には、兩者の間に種々の要素の入り來るが爲めに、一概に之を論定すること頗る困難であるが、今の場合の如く我國に於ける小麥の國內需要は國內生産だけを以てしては十分之を充すに足るだけの供給を爲すを得べからず、然かも小麥といふ品物は國民一般の食料品であつて、米に於けるほどではなくとも、兎も角缺々に缺がれぬ必要品たる場合には關稅の有無、その高低等には多く關係なく、或分量の輸入は必ず行はれなければならぬ次第である。關稅が高くせらるれば多少その爲めに輸入量の減少することありとも、その減少分量の餘り多大なるを得ざるべきことは、小麥の如き必要品に對する需要の彈力の一般的に微弱なることから考へて、間違なき所とせなければならぬ。然るに更に小麥の市場一般とその價格決定の狀況を見れば、その市場は廣く世界全體に跨つて居り、この位廣い市場を有するものは他に多く比類なきほどであつて、従てその價格決定は廣く世界的に見たる需要供給の適合狀況如何に依て行はるゝものである。

小麥といふ商品が斯の如き商品であるからには、一方現今我が國內の消費者は、その關稅の有無高低如何と、その價格の少々の高下とは關係なく、一定分量だけの輸入は必ず行はれて、世

界市場より之を買取らなければならぬ必要に迫られて居る。然かせざるを得ざる境遇に居ると同時に、他方外國の小麥生産者及び商人は、今我國の關稅が高められてそれだけ國內市價が騰貴せないで、その關稅額は之を自ら引受け負擔せなければならぬと見るに於ては、強いて小麥を我國に賣らなくとも、全部之を他の方面に賣捌くべき道を幾らでも持つて居るか、若し然らずとも、我國に輸入せらるべき分量の全部とまでは行き得ないにしても、少くもその一部分は之を他に賣捌くを得べき地位に在るものと見なければならぬのである。此の二つの事情は相助けて茲にこういふ結果を生ずる。即ち今我國に於て小麥關稅が引上げらるれば、その稅額の全部に相當するだけ國內市價は騰貴するか、然らざれば少くもその一部分に相當するだけは國內に於ける小麥市價を騰貴せしめ、その課稅は全部又は少くともその一部分國內に於て負擔せらるゝことゝなる。斯くて外國の生産者又は商人は全然その稅負擔を免るゝか、たゞその一部分だけを負擔するに過ぎざることゝなる。そして増加されたる稅額の全部が國內に於て負擔さるゝか、又は一部分づゝ國內と國外とに於て負擔さるゝかは、時の小麥市場の世界的なる一般事情と、我國に對し小麥の輸出國たる國と我國との間に於ける特殊事情とに依て定まるものであつて、何れとも斷言の出來ぬものである。然し先づ現在の狀況の下に於ては關稅の全部又はその大部分が、國內に於て負擔さるゝものと見る外はない。

そして關稅が國內に於て負擔さるゝといふは、つまりそれだけ國內の市價が騰貴するを意味するのである。

されば現時の如き状態の下に於て、小麥關稅の引上が行はるれば、大體それに相當するだけは國內市價を騰貴せしむるものと見て大過なき所なりとする。そして國內に於ける負擔が何人に依てせらるゝかは、之れ亦國內に於ける小麥製品に對する需給の状態に依て定まり、小麥製品價格騰貴の爲めに、多少その需要が減退する場合には、關稅の一部分は製粉業者や製麵業者等に依て負擔さるゝことがないではない。然し之も亦大體に於ては結局小麥製品消費者の負擔となるものと見て大過なき次第である。

斯く論ずることに依て私は、小麥關稅引上の可否に關して表はれて居る所の二つの反對意見と主張との共に之を論據として居る所即ち關稅引上の結果内地市價の騰貴すると見て居る點については、その見當違にあらざるべきを確め得たのである。普通に人々はこの點は確かめる迄もなく自明のことの如く考へて居るけれど、決してさうではない、確かめて見なければならぬ不定な問題である。たゞ品物が小麥であることゝ、現時の我國に於ける小麥の需給状態が上に示す所の如くなるが爲めに、右の如き結論に到達した迄である。(穀物關稅と穀價との關係については、拙著穀價の研究第一章參照)

#### 四 市價高低と内地生産の増減

小麥の輸入關稅を引上ぐれば、大體に於て之に相當する額だけ内地小麥市價を騰貴せしむるものなりとせば、次に致ふべき所は、小麥市價の騰貴は國內に於ける小麥の生産を刺戟し之を増加せしむる働を爲し得るや否やといふことである。

之は一般論としては、内地の小麥生産が他に深き技術上や經濟上の理由なくして、主として市價の高低に依り、その生産費との比較より之を見て採算上引合ふや否やに依つて増減するものたる限り、當然に市價の騰貴は國內生産を刺戟するに足るものと見なければならぬ。然るに現今一般の實狀としては、農家は頗る勘定高くなり、生産を企業として行ふ傾向段々に強くなつて來た爲めに、獨り小麥の生産のみならず、養蠶その他の事に於てもその採算は随分神經過敏に之を爲す風が生じて來ることを注意せなければならぬのであつて、市價の高低が生産状態に及ぼす影響は、かなり直接で又多大である。

試に之を數字に徴して、小麥市價と小麥作付反別と小麥生産量とを比較して見れば、左表示す所の如きものがある。<sup>5)</sup>

5) 麥其ノ他穀物要覽I頁2頁及8頁。

年 代	小 麥 市 價 (一石當り) (卸賣相場)		市 東 場 京 (茨城三等)	市 大 場 阪 (肥 後)	付 小 麥 面 積 作	生 小 產 量 麥
	內 地 主 要 市 場 平 均 (中 等 品)	東 場 京 (茨城三等)				
大 正 元 年	一・二八	一・五九	一・四二	一・四二	五〇 <small>畝町</small>	五・一八 <small>畝石</small>
二 年	一・二五	一・四〇	一・二七	一・二七	四八	五・二三
三 年	一・〇八	一・四五	一・五〇	一・五〇	四八	四・四九
四 年	一・一四	一・九七	一・二八	一・二八	五〇	五・二三
五 年	一・〇二	一・六四	一・二八	一・二八	五三	五・八九
六 年	一・三五	一・四五	一・四六	一・四六	五七	六・七九
七 年	二・三六	二・四七	二・九五	二・九五	五七	六・四三
八 年	二・一六	二・四九	二・七三	二・七三	五五	六・三六
九 年	二・六四	二・九六	二・四五	二・四五	五三	五・八九
十 年	一・七三	一・九六	二・二五	二・二五	五一	五・五八
十 一 年	一・七五	一・七三	一・四七	一・四七	五〇	五・七三
平 均	一・九二	一・九四	二・〇六	二・〇六	五二 <small>畝町</small>	五・七三 <small>畝石</small>
自 大 正 九 年 至 十 一 年	一・九二	一・九四	二・〇六	二・〇六	五二 <small>畝町</small>	五・七三 <small>畝石</small>
自 大 正 六 年 至 八 年	一・九六	二・〇四	二・〇五	二・〇五	五六 <small>畝町</small>	六・五二 <small>畝石</small>
自 大 正 元 年 至 五 年	一・三六	一・七四	一・二六	一・二六	四九 <small>畝町</small>	五・二〇 <small>畝石</small>

右表の示す所に照して之を見れば、小麥市價の高かつた時期には小麥の作付面積も小麥生産量も多く、市價の安かつた時分には作付面積と生産量との少かつた事實を認め得られる。

即ち大正六年から市價は騰貴し始め八年まで引續いて高く、九年から又下落し始めたのであるから、その區分に從ひ六年から八年までの時期に就いて小麥の作付面積と生産量とを見れば、他の何れの時期よりも最も作付面積も廣く從て生産量も最大レコードを示して居る。之を前表平均數に就いて見れば容易に知り得らるゝ如く、平均作付面積五十六萬町歩を超へ生産量六百五十二萬石を突破して居る。之に比すれば小麥價格の下落し始めたる九年と次の二ヶ年とに於ては作付面積と生産量共に著しく減少し、前者は五十一萬餘町歩後者は五百七十三萬餘石に下つて居る。それでも此の三年平均は之を大正元年より五年に至る平均に比して見ればまだよほど小麥市價が高いから、從て作付面積及生産額は遙かに大なる平均數を示して居る。大正元年以後の五年間平均は實に作付面積四十九萬餘町歩生産量五百二十萬餘石に過ぎなかつたのである。

尤も右最高期間たる大正六、七、八年だけについて其の各年を比較すれば左表の示すが如く小麥の作付反別も生産量も六年よりは七年七年よりは八年といふ風に少しづつ減少して居るが、之は米價との關係、他の麥類即ち大麥裸麥との關係、其他又特殊農作物との關係に依るものであつて、各種の農産物の價格の比較、その收支採算、就中賃金との對照、更には又農民の生産上の思



惑に依つて何れの作物に最も力が注がれ、土地を何れの作物栽培に用ゐるかは定まる次第で、小麥價格高ければとて、たゞそれだけの理由で以て、その價格に比例して其の作付面積増加するものとは見ることが出来ぬ。吾々はたゞ或時期々に就いて大體の傾向を窺ひ得るだけである。

	小麥作付面積	小麥生産量	小麥作付面積	小麥生産量
大正六年	五六八、四〇一 <sup>町</sup>	六、七八七 <sup>千石</sup>	大正八年	五四八、五〇七 <sup>町</sup>
同 七年	五六七、二二一	六、四三一	同 九年	五三三、八九六
				五、八九〇

要するに、内地に於ける小麥の市價の高低が、内地に於ける生産の増減に對して直接に關係を有するものたることだけは、之を認めねばならぬのである。従て價格が或程度以上に上ばり、他の農産物との比較に於て、又その生産の費用特に勞賃との比較に於て、小麥生産が業務として引合ふものたるに至らば、其の生産増加を見るべきことは、疑なき所とせなければならぬ。たゞ問題は如何なる程度まで小麥價格騰貴せば、今日の他の農産物の價格との對照上又農業勞賃其他の生産費との比較採算上、小麥生産の増加を見るに至るべきかといふ、その程度上の問題である。

## 五 關稅引上の效果如何

事情果して然りとせば、現在の問題として、内地に於ける小麥生産の獎勵を爲さんが爲めに、

外國産小麥に對し輸入關稅を増徴する政策を行ふとして、その關稅の引上は何程之を行へば有效に右の目的を達し得べきかといふことは、十分講究を要する所と謂ふ外はない。現在の實狀に於て、彼の衆議院を通過せる建議案や帝國經濟會議農業部會の決議の要望するが如く小麥百斤壹圓五拾錢の關稅と爲し現在の七拾七錢を凡そ倍額に引上ぐる方策を實行したとして、果してよく内地の小麥生産が刺戟されてその増加を見るに至るべきや否やは、農家經濟に對してよほど立入つた研究をして見た上でなくては、豫斷は出來兼ねる所である。又たとへその研究をして見ても、關稅引上實施後の諸事情の變化如何に依つては、豫想は如何様にも裏切られ得る次第だから、關稅引上の實地の效果に至つては、殆んど豫め之を知ることが出來ぬと見る方が過なきを得るであらう。

それも思ひ切つた關稅引上げであるならば、そして其爲めに内地小麥市價の著しき騰貴を見越し得る程度のものであるならば、そが内地生産の増加を將來すべきことは、之を豫見し得らる、けれど、百斤七拾參錢程度の引上げで果してよく生産獎勵の目的を果し得べきやといふ實際問題になつて來れば、豫見は甚だ六ヶ敷いと謂ふ外はない。即ち現在の農村勞賃を以てして又肥料其他の價格實狀を以てして、七拾參錢といふ關稅増加が全部小麥市價の騰貴として表はれた位のことで、果してよく大いに内地小麥の作付面積も殖へ生産量も増すであらうか。少しぐらゐは増さ

ないことも無いが知れぬが、著しき増加を見んことは、甚だ覺束ない次第であらう。

然るに若し或程度の（例へば右の如く七拾參錢程度の）關稅を引上げて、其の結果市價はそれだけ騰貴したのに、農民は一向小麥を増植せやうともせず、その位の値上りではとても高い勞賃や肥料をかけて收支引合ふものでないといふので、敢てその増産を企てざるに於ては、關稅の引上げは結局政策としては失敗に終る外はなく、多少關稅收入の増加を見て、財政收入こそ増せ、迷惑するは一般消費者と、場合に依ては小麥を原料として用ゐる工業者とであらねばならぬ。

之れ實に内地産業保護の爲めに行はるゝ關稅政策の六ヶ敷い所である。その政策の有効なるを得べき程度の見定め難い點は、政策技術上の大いなる困難と謂はねばならぬ。然かも一方一般消費者と或種産業との利益は、保護關稅政策の爲めに、とかく犠牲に供せらるゝことゝならざるを得ない。小麥關稅についても正にこの困難が横はる次第で、然かも尙ほ他方には國民食糧問題といふ大きな問題が、之に關聯して來ることを注意せなくてはならぬ。

## 六 小麥關稅引上の可否

斯るが故に小麥關稅政策も一般保護關稅政策同様に一種のデレンマに陥らざるを得ないのである。即ち十分有効に内地生産を保護しその増殖を實現せしめんとすれば、かなり思ひ切つた高い

關稅をかけることにする外はなく、或程度以下の低い關稅をかけたのでは、保護關稅としては意味を爲さない次第であるのに、高い關稅は内地に於ける市價の昂騰を伴つて消費者を苦むることとなり、生産者を保護せんとすれば消費者を犠牲にする結果に陥り、消費者の利害を尊重して居ては、生産者保護の實が擧らぬことになる。然かもこのデレンマを都合よく解決する力は國家には供つて居ないのであつて、たゞ申譯までに双方にあまり當り障りのない好い加減なことをして置くか、詳言すればやゝ保護關稅らしい關稅を設けて而かもその稅率は餘り高くせないで生産者も安神し消費者も餘り苦情を言はぬ程度のものを設けて置くか、然らざれば思ひ切つて一方の利益は即ち主としては消費者の利益は多少之を犠牲にするとも他方の利益を増進すべき、即ち生産獎勵を圖るべき態度を取るか、何れかに向つて進み行く外はないのである。

そして國家が生産者と消費者と双方からあまり悪く思はれないで、所謂好い兒になつて行かん爲めに、いゝ加減の程度以下の關稅を設けてお茶を濁さんとする場合は、産業政策としてはそれは殆んど無意味のことで實は少しも内地産業保護の効果は擧げ得ないで、たゞ多少の不利益を消費者に與ふるだけの結果を見るに過ぎぬ。従て斯くの如き態度は最も排斥せなければならぬ。然らば殘る所國家は内地生産保護の爲めには消費者の迷惑をも顧みず、相當程度以上の高い關稅率を設ける外はないのだが、扱て翻つて今小麥關稅に關する現實の問題として、かゝる政策の行は

るゝことの可否如何と見るに、私はどうしても斯かる保護政策の大いに推奨せらるべき理由を見出し兼ねる。

なせかと謂へば、前に之を述べたやうに、今日の小麥市價の値頃と勞賃其他の生産費との釣合を以てしては、關稅が七十錢や壹圓位引上げられた分では、内地の農家はあまり多く小麥生産の増加を行ふことにはなるまいと思はるゝから、その増殖を圖る爲めには、もつとづつと關稅の引上を行はねば駄目だが、さて斯くの如くにまでして内地の小麥市價を騰貴せしむることは、我國一般の消費の狀態からと國民食料問題の上からと、我國今後の一般的國民活動の上からと之を見て、決して有利ならざるべきを信せざるを得ないからである。小麥は米穀と違つて、その市價標準は大體に世界的に定まるものである。されば今我國が小麥に對して高き關稅を賦課すれば、現在の實狀の續く限り、我國内の小麥市價標準は凡そ其の關稅額だけ世界標準市價以上に上るものと見なければならぬ。従て之を消費する國民一般は世界の人々よりもそれだけ高い小麥を消費することゝなり、その消費者としての負擔はその程度に於て世界標準並よりも多く、國民生活はそれだけハンデキャップ附けらるゝ次第である。然るに小麥は其の一部分は贅澤品としての菓子類にも用ゐらるゝけれど、その大部分は麵包や素麵やうどんやの如き國民一般特に中流以下の生活を爲すものに依て消費せらるゝ、食糧の原料として用ゐらるゝものである。そして又その消費は

農家の間にもかなり多量に行はるゝものである。然かも又更には此種の小麥製品は米穀が不足しその價格の著しく騰貴せる如き場合には、米穀の補充として用ゐられ、又米穀の不足せざる平常時に於ても都市及農村に於ける下級生活者の間には随分廣く補充的食料として用ゐらるゝものである。それに今其の小麥に重税が課せられて市價騰貴を見るに於ては、此等多數の下級消費者は、随分ともにその消費負擔を大にせらるゝ次第で、之は我が國民生活に取つては、随分大きな苦痛とせなければならぬ。

然かも一方米穀の國內に於ける需給状態を見れば、年に依り多少の相違こそあれ、國內生産の供給はとかく國民の全需要を充すに足らず、さればとて今開墾助成や多收穫奨勵や農事一般の技術的並びに經濟的改良を行つて見た所で、今後十分に米穀に於て我が國家内に於ける完全なる自給状態を作り出すことは頗る困難なこと、せなければならぬ。此等の諸方面に於ける國家や地方自治體や農會などの努力は洵に多とせなければならぬけれど、將來の問題として米穀自給自足の状態の完全に實現されん見込は先づ無いものだ。私は信じて居る。従て今後國民食糧として米穀は常に何程かづゝは不足する傾向にあるものと見る外はなく、現今の農村の實狀より察すれば悪くしたら其の不足額は年と共に増加する傾向にこそ向へ、あまり減少する見込ありとはせられぬ次第で、その不足を補ふべき他の國民食料品はその供給を十分にするを今から能く考へて置

かねばならぬ。然るにその補充食料品としては麥類特に小麥が最も重要なものたるべきこと議論なき所である。或見方からすれば、我國民の常食糧が漸次米穀より小麥に移つて行くことが、我が國民生活をして世界並たらしむる點に於て、甚だ喜ぶべき所と考へらるゝ程のことである。

所が次に問題となることは、補充的國民食料として小麥の供給を潤澤にする必要かほどに大なりとせば、その國內に於ける生産を獎勵することこそ大いに必要で、その爲めに小麥關稅の引上は必要缺ぐべからざる所だといふ議論の直ちに於て來ることである。併しよく考へて見なければならぬが、抑も我國に於て小麥の栽培を關稅で獎勵する位で生産増加の大に行はるべき見込があるだらうか。我が農業の主要第一の作物たる米穀すら近頃段々生産に力瘤が入れられなくなつて來た時勢である。其他一般的に農業疲弊し農村荒廢し農民は段々に農業を捨て、都會に移り住はんとする時勢である。此の時勢の下に於て少々關稅を引上げる位のことでは小麥生産が大いに増加して、他日米穀の不足を補ふに足るべき自給的生产が國內に於て行はるゝに至るべしとは、中々容易に想像し難い所ではあるまいか。現在内地に於ける小麥の總需要量約八百餘萬石にして之に對する國內生産の不足額二百餘萬石、即ち約四分一の不足である。この莫大なる不足を補ふべく國內生産を増加せんことは、米穀に於ける國內生産の不足を補ふべく米穀の生産増加を行ふよりも、更に困難なこととせなければならぬ。

それに又米穀は我國内で生産されたものでなくては、國民一般の嗜好に適せぬのだから、どうでもこうでも國內の生産増加を圖る必要がある。即ちその生産増加を圖るべく生産を奨励するは、たゞ農家保護の爲めではなく、實に同時に消費者の必要とするものを供給し得んが爲めである。所が小麥に至つては、國內で出來たものと輸入さるゝものとの間にさほど品質の相違なく、多少はこれありとするもどうせ粉にして麵麩や素麵にするのだから、御飯に炊いて其儘に食べる米穀の如く、外國産の不適當を見ない。然かもその小麥は米國や加奈陀や濠太利の如きから主として輸入せられ、此等の國々は國が若く從て土地が若く、その生産は大規模で機械の使用廣く行はれ、要するに安き生産費で豊富に生産の行はるゝ國々である。その國々で出來た安い小麥を自由輸入せないうで、我國で強いてその自給生産を行はんとするが如きは、洵に愚かなる考と謂ふ外はない。

何れにしても國民食糧として米と麥とはよほど違つた地位に在る。米の自給生産を行ふことに就いて考へらるゝ所のものが、直ちにその儘麥に就いても考へられ、米に關する議論が直ちにその儘麥にも當嵌まるものではない。然し米に關する議論と麥に關する議論との異同を此上更に詳しく試むる必要は本論文に於ては認められぬから、それはお預りにして置くが、兎も角私は低い程度の小麥關稅引上は生産奨励策として無効だから賛成出來ぬ。さればとて十分高い程度の關稅



引上を行つても消費者の迷惑する所の多大なるに比して生産増加を齎すべき効果は薄く、内國に於ける自給状態を造り出すが如き考は、空想たるに過ぎざるのみならず、たとへそれが實現出来ることであつても、小麥の如き世界的産物の價格をうんと鈞上げて消費者を苦めて迄自給生産状態を實現せしむる必要はないと信ずるから、之に賛成出來ぬ。自給状態といふことが已に消費者本位なるを忘れてはならぬ。そしてそれは生産増加の爲めではなく、たゞ農家を庇護せんが爲めたるに過ぎぬとならば、そんな片手落ちな農業保護——切言すれば農業に對する一種のフェボリチズムには斷じて賛成出來兼ねるのである。私は農業保護の必要は切に之を感じて居る、又農家の爲めに常に論議も爲して居る。けれどもフェボリチズムは斷じて排斥する者である。そこで結局今日の場合小麥關稅の引上には、賛成すべき理由を見出し得ないのである。

總べて上に述ぶる所は主として小麥關稅の引上げに就いての議論であるが、然らば小麥粉關稅引上については如何にといふに、それは前にも一言したやうに小麥關稅引上に對する補助的の意味合のものであるから、小麥關稅引上が不可たらば、小麥粉關稅の引上も併せて不可とせらるゝこととなる。元來小麥粉關稅引上が小麥關稅引上と併せて主張せらるゝは、後者の引上をのみ行つて前者の引上を行はなければ、輸入は小麥のまゝでは行はれず多く小麥粉となつて輸入さるゝ

こととなり、斯くては内地農業の保護の目的も達せられないに加へて、内地の製粉事業に大打撃を與ふることとなり、折角の小麥關稅引上が其効果を擧げ得ざることとなる爲めたるに外ならぬ。

然らば今假りに小麥粉だけの關稅引上をのみ行ふものとして、小麥關稅の引上と切離して考へて見たらばどうなるかといふに、小麥粉關稅の引上に依て小麥粉は輸入が無くなつても、小麥の關稅が引上げられないに於ては外國産小麥は依然としてどん／＼輸入さるゝ爲めに内地に於ける小麥の供給は豊かで、その市價の騰貴を見ることもなく、農生産者に對しては、そは何等の保護にもなり得ない。従て農村振興策としては無意義で又無關係のことになつてしまふ。たゞさうなれば内地の製粉業者ばかりは大いに仕事が殖へ、その製品も高く賣れて隨喜の涙を流すことであらう。然し今日消費者の利益を犠牲にして製粉業を特別に保護する必要は毛頭無いから、そんな小麥關稅の引上に伴はざる小麥粉關稅の引上などいふことは、今時間問題にはなり得ないのである。

斯るが故に小麥粉關稅の引上は小麥關稅の引上に對するお附合として、補充的の意味に於て問題となつたものたるに過ぎぬのである。従て之については、之れ以上論すべき所はない。(完)